

○常総衛生組合議会傍聴規則

令和6年3月4日

常総衛生組合議会規則第1号

常総衛生組合議会傍聴人取締規則（昭和37年常総衛生組合規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に所定の場所で傍聴人受付票に住所及び氏名を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

（傍聴券）

第3条 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、当日に限り傍聴することができる。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

（傍聴人の定員）

第4条 傍聴人の定員は、議場の許す範囲内で会議のつど議長が定めるものとする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券を所持する者でも入場させないことがある。

（議場への入場禁止）

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒、つえその他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第8条ただし書の規定により、撮影し、又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

- (5) 笛, ラッパ, 太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 酒気を帯びていると認められる者
 - (7) 異様な服装をしている者
 - (8) 感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症をいう。以下次条第8号において同じ。)に係る対策を講じている場合, その指示に従わない者
 - (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 議長は, 必要と認めるときは, 傍聴人に対し, 係員をして, 前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は, 前項の質問を受けた者がこれに応じないときは, その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は, 傍聴席に入ることができない。ただし, 議長の許可を得た場合は, この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は, 傍聴席にあるときは, 静粛を旨とし, 次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し, 放歌し, 高笑いし, その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻, 腕章, たすき, リボン, ゼッケン, ヘルメットの類を着用し, 又は張り紙, 旗, 垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子, 外とう, えり巻の類を着用しないこと。ただし, 病気その他の理由により議長の許可を得た場合は, この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話, スマートフォン, タブレット端末等通信機器は, 電源を切るか, 又は音が出ないように設定すること。
- (7) みだりに席を離れ, 又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) 感染症に係る対策を講じている場合, その指示に従うこと。
- (9) その他議場の秩序を乱し, 又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は, 傍聴席において写真等を撮影し, 又は録音等をしてはならない。ただし, 特に議長の許可を得た場合は, この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は, 秘密会を開く議決があったときは, 速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は, すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。